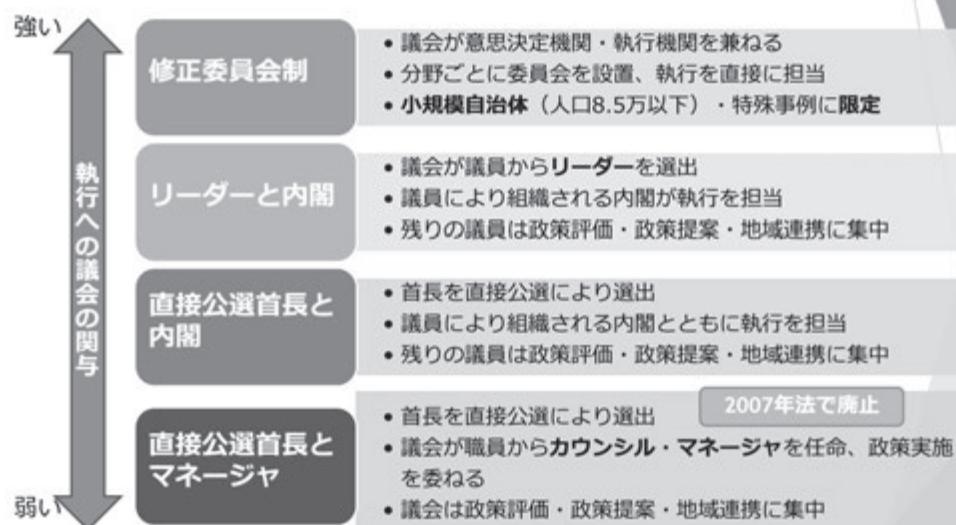


## イングランドの地方自治体

参照：（財）自治体国際化協会「英国の地方自治」2008年改訂版

- ▶ 2000年地方自治法
  - ▶ 3タイプから選択（1タイプは小規模自治体のみ）
  - ▶ 首長の直接公選制を導入するためには住民投票が必要
    - ▶ 約30自治体で提案 → 12自治体でのみ実現
- ▶ 2007年地方自治法
  - ▶ 1タイプを廃止（実現例は1自治体のみ）
  - ▶ 2/3の特別多数議決で首長の直接公選制を選択可能に（2自治体が実現）
- ▶ 2011年地域主義法
  - ▶ 首長の直接公選制導入を中央政府が提案可能に（10自治体で投票、1のみ実現）
  - ▶ これまでに4自治体で公選首長制廃止の投票、2自治体で実現

## 議会・執行機関の関係



## 国立大学の職員採用

- ▶ 卒業生特別採用の試み.....why ?
- ▶ 法人化（2004）以前
  - ▶ 国家公務員試験・国立大学採用 + 文部省との人事交流
- ▶ 法人化以降
  - ▶ 全国7地区に分けて統一採用試験（一次）→各機関で面接等を実施（二次）
    - ▶ 東海北陸地区：11大学・1大学院大学・8高専・6機関
  - ▶ 文科省との人事交流・大学間人事交流は継続 + 職員研修の共同実施
- ▶ 「大学で働く」という使命感 ←→ 特定大学へのロイヤリティ
  - ▶ 私立大学の場合／公立大学の場合

## 国立大学の構造



## 増加するスタッフ職（任期制教職員）

- ▶ 大学院重点化 → 博士課程修了者の増加
  - ▶ 大学の規模拡大は限界・定年延長で人事が停滞
- 博士人材のキャリア対策が必要に
- ▶ 事務職員の定員削減（行政の効率化）
  - ▶ 期間限定の教育・研究プロジェクトの増大
  - ▶ 研究コーディネート・留学生対応など専門性が必要な業務の拡大
- 流動的に専門的業務を担う人材が必要に

スタッフ職の増加  
・  
ポスドク期間の延長

## 大学の認証評価（2002～）

- ▶ 7年ごとに認証評価機関による評価を受ける必要
  - ▶ 教育研究水準の維持・向上
  - ▶ 社会的理解が得られるよう支援・促進
  - ▶ 個性的で多様な発展に資する

学問の自由  
(憲法23条)



## 大学評価基準 (大学評価・学位授与機構の場合)

大学の目的	教育研究組織	教員・教育支援者	学生の受け入れ	教育内容・方法
・明確に定められているか	・組織構成と目的の一一致 ・運営体制の整備状況	・教員の配置 ・採用・昇格基準と運用 ・教育支援者・補助者の配置	・方針の明示・運用 ・実入学者数は適正か	・編成実施方針の明示・運用 ・授業形態の整備 ・学位授与方針の整備・運用
学習成果	施設設備・学生支援	内部質保証	財務基盤・管理運営	情報の公表
・目的・人材像との一致 ・進路状況	・整備状況 ・履修指導・実施体制	・点検評価体制 ・改善向上の取り組み	・財務基盤と監査 ・事務組織の整備 ・継続的な改善体制	・公表による説明責任